

社会福祉施設運営  
自己点検・自己評価表  
(高齢者施設項目)

平成30年度

法人名	つくし会
施設名	特別養護老人ホーム 萱振苑
評価した者の氏名	直木 慎吾
評価年月日	2019.1.31

自己点検・自己評価項目		評価
		1 出来ている 2 出来ていない 3 対象外
<b>高齢者施設</b> <b>※社会福祉士及び</b> <b>介護福祉士法</b>	<b>【介護職員による喀痰吸引等の取扱い】</b> (1) 看護職員との連携のもと、介護職員による喀痰吸引等を実施しているか。 (2) 介護職員による喀痰吸引等を実施している場合、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）としての登録をしているか。 ※以下の書類があることを確認してください。 ①登録番号のわかる書類（登録特定行為事業者登録の受理通知） ②認定特定行為業務従事者認定をうけた介護職員の名簿 ③上記②の介護職員について認定証（原本又は写し） ※②と③の不一致があれば、登録特定行為事業者登録の変更、認定特定行為業務従事者の追加認定申請等が必要な場合があります。	3
<b>人権、身体拘束等、</b> <b>その他</b>	<b>【高齢者虐待の防止】</b> (1) サービス提供に当たっては、当該入所者、又は、他の入所者等の生命又は、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為を、行っていないか。 1 (2) 身体拘束等廃止を実現するための正確な事実認識を持つため、また、身体的拘束等の適正化のため、施設の管理者は外部研修にとどまらず、内部研修を実施し、職員の意識啓発に努めているか。 1 (3) 管理者及び各職種で構成する「身体拘束廃止委員会・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束の廃止に取り組んでいるか。 1 (4) 既に身体拘束等の原則禁止を実現できているか。 1 若しくは、身体拘束等をなくしていくための改善計画が作成されているか。 3 (5) 利用者本人や他の利用者等の生命、又は、身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その状況（態様、時間、心身の状況等）及び、緊急やむを得ない理由等を詳細に記録しているか。 3 （精神科等の医師の意見を踏まえることが望ましい。） (6) 利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、本人、又は、家族に十分な説明を行い、同意を得て実施しているか。 3 (7) 利用者本人や他の利用者等の生命、又は、身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、概ね2週間に1回以上ケース検討会議等で他に方法がなかったかどうか検討しているか。 3 ※その記録も残すこと。 (8) 身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員、その他の従事者に周知徹底を図っているか。 1 (9) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備されているか。 1	